



第29回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時	2022年4月27日（水曜日）午前10時 受付開始：午前9時
開催場所	札幌市中央区北1条西11丁目1番地 ロイトン札幌 3階 「ロイトンホール」
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次	
株主の皆様へ	1
第29回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	17
計算書類	32
監査報告	43

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、次ページをご確認くださいませよう、お願い申し上げます。
なお、今回の定時株主総会ではお土産品の配布はありません。

株主の皆様へ

当社第29回定時株主総会 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、下記対応を取らせていただきますので、諸事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・株主総会の運営に関わるスタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえで、マスクを着用して参加いたします。
- ・受付付近での混雑緩和のため、各種書類は会場内に準備いたします。
- ・会場内スペース（座席等）につきましても、余裕をもって配置する予定でございます。

2. 株主様へのお願い

- ・今回の株主総会におかれましては、事前の議決権行使をご検討ください。
（3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）
- ・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様には、受付で体温測定を実施させていただきます。
- ・マスク着用のうえ、ご来場くださいますよう、お願いいたします。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声がけさせていただく場合がございます。

4. その他

- ・本総会では、お土産品の配布はありません。

本総会会場において感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することは出来ません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身及び周囲への感染防止のために慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.yamaokaya.com/>）に掲載させていただきます。

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年4月26日（火曜日）午後6時までの到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年4月26日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年4月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	札幌市中央区北1条西11丁目1番地 ロイトン札幌 3階 「ロイトンホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第29期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権の行使について	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 また、インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後（ただし議決権行使期限前に限る）に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

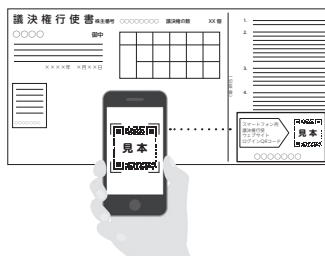
当社ウェブサイト (<https://www.yamaokaya.com/>)

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

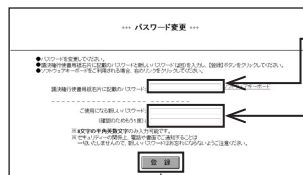
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 16円 配当総額 39,917,648円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年4月28日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	
第1条	(条文省略)
(目的)	
第2条	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～9.	(条文省略)
	(新設)
10.	(条文省略)

変更案	
第1条	(現行どおり)
(目的)	
第2条	(現行どおり)
1.～9.	(現行どおり)
	<u>10.不動産の保有、賃貸及び管理</u>
	<u>11.</u> (現行どおり)

現行定款

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関する情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとすることができる。

(新 設)

変更案

(削 除)

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

現行定款	変更案
<p>(条文省略)</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第3条</u> 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日からの6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため社外取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	やまおか 山岡 ただし 正	代表取締役会長	再任
2	いちよし 一由 さとる 聡	代表取締役社長兼営業本部長	再任
3	あらかや 荒谷 けんいち 健一	取締役管理本部長	再任
4	おおた 太田 しんすけ 真介	取締役財務経理部長	再任
5	きむら 木村 としひこ 敏彦	取締役人事総務部管掌	再任
6	みなみはた 南畑 やすのり 泰道	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

やま おか
山岡

ただし
正

(1955年5月21日)

所有する当社の株式数…………… 923,000株
在任年数…………… 29年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1974年 4月	自衛隊入隊	1980年 2月	(有)丸千代商事代表取締役社長
1978年 1月	自衛隊除隊	1993年 3月	当社代表取締役社長
1978年 3月	(株)エヌ・ジー・シー入社	2021年 4月	当社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、当社設立から29年経営全般を牽引しており、当社の営業戦略、マネジメントや業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

いち よし
一由

さとる
聡

(1970年6月25日)

所有する当社の株式数…………… 53,400株
在任年数…………… 20年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1994年 6月	(株)丸千代商事入社	2012年 2月	当社取締役営業本部長
1997年 3月	同社取締役営業部長	2012年 9月	当社取締役営業本部長兼 第一営業部長
2002年 2月	当社取締役営業部長	2013年 3月	当社専務取締役営業本部長兼 第一営業部長
2008年 3月	当社取締役購買部長	2015年 8月	当社専務取締役営業本部長兼 第二営業部長
2010年 6月	当社取締役人事総務部長兼 経営企画室長	2017年 3月	当社専務取締役営業本部長
2011年 8月	当社取締役経営企画室長兼 営業副本部長	2021年 4月	当社代表取締役社長 兼営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、当社に入社後、主に営業部門に従事しており、現在は代表取締役社長兼営業本部長として当社の営業戦略、マネジメントや業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

あら や けん いち
荒谷 健一

(1979年1月8日)

所有する当社の株式数……………	8,000株
在任年数……………	5年
取締役会出席状況……………	18/18回

再任

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

2004年4月	当社入社	2015年4月	当社管理本部人材開発部部长
2009年9月	当社営業本部関東第二営業部S	2017年4月	当社取締役管理本部長兼 人材開発部部长
	V		
2011年8月	当社西日本営業部部长	2021年2月	当社取締役管理本部長(現任)
2014年9月	当社第二営業部部长		

取締役候補者とした理由

候補者は、当社に入社後、営業部門や人事部門に従事しており、現在は管理本部長として当社のマネジメントや業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

おお た しん すけ
太田 真介

(1973年1月16日生)

所有する当社の株式数……………	6,500株
在任年数……………	1年
取締役会出席状況……………	15/15回

再任

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1994年4月	(株)セイコーマート入社	2008年3月	当社財務経理部長
1999年7月	千葉登税理士事務所入社	2012年2月	当社管理本部財務経理部長兼 経営企画室長
2001年2月	(株)アイティ・コミュニケーションズ入社	2017年4月	当社管理本部財務経理部長
2003年3月	当社入社	2021年4月	当社取締役財務経理部長 (現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、財務経理に豊富な知識と経験を有し、当社に入社後は一貫して財務経理やIR業務を担当しており、現在は当社のマネジメントや財務戦略に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

木村 敏彦 (1957年11月25日生)

所有する当社の株式数…………… 500株
 在任年数…………… 1年
 取締役会出席状況…………… 15/15回

再任

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1983年 4月	(株)ナシオ入社	2001年 8月	当社人事総務部長
1999年 6月	(株)ビーエーツーコーポレーション入社	2012年 2月	当社管理本部人事総務部長
2001年12月	(株)タスコシステム入社	2021年 4月	当社取締役人事総務部長
2005年 2月	当社入社	2022年 2月	当社取締役人事総務部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

候補者は、総務業務に豊富な知識と経験を有し、当社に入社後は一貫して人事総務業務を担当しており、現在は当社の経営管理業務を統括し十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者は今後も当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

南畑 泰道 (1972年3月19日生)

所有する当社の株式数…………… 100株
 在任年数…………… -
 取締役会出席状況…………… -

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況]

1995年 4月 千代田火災海上保険(株) (現
 あいおい同和損害保険(株)) 入社
 2001年 4月 オリックス(株)入社
 2007年 2月 (株)八十二銀行入行 (現任)
2021年 5月 当社顧問 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、主に金融機関において財務やM&Aのアドバイザーなど豊富な知識と経験を有し、当社顧問として関与後は、リスクマネジメントや財務、法務、労務などのアドバイスを受けており、引き続き当社の企業価値向上に必要な人材であると判断し、新たに社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2 南畑泰道氏は社外取締役候補者であります。当社は、南畑泰道氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。また、南畑泰道氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 3 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	さかもと ひさゆき 坂本 尚幸	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
2	さいとう よしのり 斉藤世司典	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
3	わたなべ ごう 渡辺 剛	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さ か も と ひ さ ゆ き
坂本 尚幸 (1959年3月16日)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年4月 ㈱クワザワ入社
1987年7月 兜大友建設㈱入社
1995年4月 札幌臨床検査センター㈱入社
2002年3月 S C Cコンサルティング㈱代表取締役(現任)
2016年4月 当社社外監査役
2018年4月 当社社外取締役[監査等委員]
(現任)

[重要な兼職の状況]

S C Cコンサルティング㈱代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂本尚幸氏を社外取締役候補者とした理由は、財務経理の知見や経営者としての経験及び企業での社外取締役や社外監査役の経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。

候補者番号

2

さいとう よし の り
斉藤 世司典 (1956年8月28日)

所有する当社の株式数…………… 100株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1980年4月 北海道マツダ販売㈱入社
1989年1月 中道リース㈱入社
1995年3月 税理士登録、斉藤世司典税理士事務所所長
2002年4月 ㈱オーバルマネジメント代表取締役(現任)
2011年4月 当社社外監査役
2016年5月 オーバル税理士法人代表社員(現任)
2018年4月 当社社外取締役[監査等委員]
(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社オーバルマネジメント代表取締役
オーバル税理士法人代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

斉藤世司典氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士及び経営者としての知見や様々な企業の顧問をしております経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。

候補者番号

3

わた なべ
渡 辺

ごう
剛

(1967年5月23日)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 18/18回

再 任

社 外

独 立

[略歴、当社における地位及び担当]

1991年3月	カプトデコム(株)入社	2018年4月	当社社外取締役 [監査等委員]
1993年3月	(株)リッチフィールド転籍		(現任)
2000年9月	司法書士登録、司法書士渡辺剛 事務所所長	2018年7月	NTS総合司法書士法人社員 (現任)

[重要な兼職の状況]

NTS総合司法書士法人社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡辺剛氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社の経営に直接関与した経験はございませんが、司法書士としての知見や経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は、社外取締役候補者であります。
 - 坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。渡辺剛氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 当社は、坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏、渡辺剛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏、渡辺剛氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 当社は、坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏、渡辺剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令等に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お だ ぎ り り ょ う し
小 田 切 良 司 (1961年2月13日)

所有する当社の株式数…………… 一株

社外

[略歴、当社における地位及び担当]

1980年 3月	北海道労働行政事務代行所入所	2007年12月	小田切労務行政事務所所長 (現任)
1990年 4月	カプトデコム㈱入社		
1994年 3月	池戸経営会計事務所入所	2008年 5月	労働保険事務組合MK経営労務 センター理事長 (現任)
2002年 3月	行政書士小田切良司事務所所長		
2004年11月	㈱オフィス・ノア代表取締役 (現任)		

[重要な兼職の状況]

㈱オフィス・ノア代表取締役
小田切労務行政事務所所長
労働保険事務組合MK経営労務センター理事長

補欠の社外取締役候補者とした理由

候補者は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、行政書士としての知見や経験及び労務関連の知見を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小田切良司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小田切良司氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。小田切良司氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、全国各地で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返されることによって、企業活動及び個人消費は極めて厳しい状況で推移しました。その後ワクチン接種が進んだことで、9月30日に制限が解除され、持ち直しの動きが見られるものの、新たな変異株による感染拡大、原材料価格の上昇、地政学的リスク増大を主因とした原油価格の上昇等が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、9月30日に緊急事態宣言が解除され、緩やかな回復基調がみられたものの、冬季に入り、同感染症の新たな変異株の拡大に伴い、全国各地でまん延防止等重点措置が再適用され、感染拡大防止のための休業あるいは営業時間短縮を余儀なくされ、依然として極めて厳しい経営環境が続いております。

売上高	前期比	経常利益	前期比
151億22百万円	6.0%増 	3億44百万円	7.9%減 
営業利益	前期比	当期純利益	前期比
2億99百万円	7.2%減 	3億86百万円	172.2%増 

このような状況下、当社では当事業年度においても、前事業年度に引き続き「感謝」という全社スローガンのもと、同感染症がまん延している時期にご来店いただくお客様、従業員、取引先など様々なステークホルダーの皆様に感謝し、さらなる事業の発展を推進するため、引き続きQSC（商品の品質、サービス、清潔さ）の向上を最重要課題とし、様々な施策に取り組んでまいりました。また、売上高向上に努めるとともに、店舗管理コストの効率化を継続して行い、収益力向上に取り組んでまいりました。なお、当事業年度の新規店舗展開は北海道地区3店舗、東北地区1店舗、東海地区1店舗、北陸地区1店舗、信越地区1店舗、関西地区1店舗、中国地区に1店舗の出店を行いました、7店舗の閉店を行い、当事業年度末の店舗数は169店舗となりました。

売上高につきましては、お客様に選んでいただける店舗作りを目的として、スタンダードオペレーションの徹底、QSC（商品の品質、サービス、清潔さ）の向上を目的とした従業員トレーニングにつきましては、トレーニングセンターにおいて内容を充実して実施しております。また、社内コンテストの開催、期間限定メニューの定期的実施、モバイルコンテンツを使用した販売促進策やSNSを利用した新店オープン、新商品販売のご案内などのブランディングによる来店動機の喚起などを行っております。さらに同感染症拡大防止に向けた取り組みとして全店舗従業員の毎日の健康チェックの実施、マスク着用及びアルコール消毒の徹底、消毒液の設置、飛沫感染防止用間仕切りの設置など、感染予防対策を通じて既存顧客の満足度や安心感の向上と新規顧客の獲得に努めております。しかしながら、同感染症拡大防止に伴う営業自粛や休業の影響が大きく、売上高は計画を下回ることとなりました。

コスト面につきましては、需給バランスに伴う原材料価格の変動も見られるため、引き続き厳格なロス管理を行っております。人件費につきましては、引き続き適切なワークスケジュール管理を行い適正化に努めております。エネルギーコストにつきましては上昇傾向となっておりますが、設備使用の適正化により削減を行っております。主要コストを含めその他店舗管理コストにつきましても、引き続き徹底した効率化を図っております。当事業年度につきましては、同感染症拡大防止に伴う営業自粛や休業もあり、販売費及び一般管理費は計画内に収まることとなりました。

その結果、当事業年度の売上高は同感染症拡大防止に伴う営業自粛や休業の影響を受け15,122,330千円（前期比6.0%増）、営業利益は299,639千円（前期比7.2%減）、経常利益は344,674千円（前期比7.9%減）となりました。また、特別利益において、同感染症拡大防止に伴う休業協力金等の助成金の収入を434,546千円計上したことなどにより、当期純利益は386,275千円（前期比172.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は620,413千円であります。
その主たるものは、9店舗の新規出店の設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として金融機関より長期借入金として700,000千円の調達を実施いたしました。

また、総額350,000千円の社債（私募債）を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第26期 (2019年1月期)	第27期 (2020年1月期)	第28期 (2021年1月期)	第29期 (当事業年度) (2022年1月期)
売上高	(千円)	12,827,002	14,106,647	14,265,342	15,122,330
当期純利益	(千円)	32,855	277,068	141,930	386,275
1株当たり当期純利益	(円)	13.51	114.47	58.64	158.04
総資産	(千円)	5,582,109	6,095,964	6,445,262	6,702,184
純資産	(千円)	1,492,928	1,778,299	1,914,126	2,227,539
1株当たり純資産額	(円)	614.31	717.29	758.47	905.00

(注) 「株式給付信託（BBT）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託EIC）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の終息に向けてワクチンのブースター接種や治療薬の承認・普及など、ウィズコロナ・アフターコロナへの動きも見られておりますが、同感染症を起因とする企業業績の悪化に伴う雇用や所得環境の悪化、ロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学的リスクの増大など、景気の先行きは不透明感がより一層強まる状況となっております。

外食産業におきましては、同感染症拡大による営業制限を長期間受けておりますが、新しい生活様式への対応、同感染症拡大防止への徹底した取り組み、労働環境の変化や中食との競合の激化、物流コスト・エネルギーコストの上昇など経営環境へのリスクも多く、依然としてとても厳しい環境が続いております。

このような状況下で、当社の対処すべき課題は、以下のとおりであると考えております。

- ① 経営理念・長期ビジョンの浸透と実践について
- ② 人材確保、育成レベルの向上、定着率の向上について
- ③ 商品クオリティの安定について
- ④ サプライヤーとの連携強化による食材調達の安定化について
- ⑤ 出店エリア選定や収益性を中心とした、出店戦略強化について
- ⑥ 衛生管理体制の強化、新型コロナウイルスへの対応について

(5) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

ラーメン店の経営

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年1月31日現在)

本社	北海道札幌市
店舗	北海道地区 52店舗
	東北地区 16店舗
	関東地区 73店舗
	北陸地区 8店舗
	東海地区 16店舗
	関西地区 2店舗
	中国地方 1店舗
	九州地区 1店舗

(7) 使用人の状況 (2022年1月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
407 (1,317) 名	20 (△11) 名	40.2歳	8.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は（ ）内に年間の平均雇用人員（1名当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	262,500千円
農林中央金庫	225,000
株式会社三井住友銀行	218,932
株式会社足利銀行	160,000
株式会社北陸銀行	155,056

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2022年1月31日現在)

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 9,876,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,508,500株 |
| ③ 株主数 | 5,475名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
山岡 正	923,000	37.00
丸千代山岡家社員持株会	94,300	3.78
㈱エヌ・ジー・シー	90,300	3.62
山岡 江利子	85,000	3.41
若杉 精三郎	66,300	2.66
一由 聡	53,400	2.14
㈱日本カストディ銀行（信託E口）	51,400	2.06
和弘食品㈱	51,000	2.04
㈱三和	50,000	2.00
㈱大橋製麺所	50,000	2.00

- (注) 1. 当社は、自己株式13,647株を保有しております。
 2. 持株比率は自己株式13,647株を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式51,400株は含まれておりません。
 3. 当事業年度において、発行済株式の総数が39,500株増加しておりますが、これは新株予約権の行使によるものであります。

⑤ その他株式に関する重要な事項 株式給付信託（B B T）

当社は、2018年4月26日開催の株主総会決議に基づき、2018年6月25日より、取締役（業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B B T）」（以下、「B B T制度」という。）を導入しております。

B B T制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。なお、B B T制度に係る信託E口の2022年1月31日現在の保有株式数は51,400株であります。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山岡 正	
代表取締役社長	一由 聡	営業本部長
取締役	荒谷 健一	管理本部長
取締役	太田 真介	財務経理部長
取締役	木村 敏彦	人事総務部長
取締役 (監査等委員)	坂本 尚幸	SCCコンサルティング株式会社代表取締役
取締役 (監査等委員)	斉藤 世司典	株式会社オーバルマネジメント代表取締役 オーバル税理士法人代表社員
取締役 (監査等委員)	渡辺 剛	NTS総合司法書士法人社員

- (注) 1. 監査等委員坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員坂本尚幸氏は会社経営者としての経験を有し、斉藤世司典氏は税理士の資格を有し、渡辺剛氏は司法書士法人の社員としての経験を有しており、3名の監査等委員とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。

(2) 取締役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の額	
			基本報酬 (千円)	業績連動型株式報酬 (千円)
取締役 (監査等委員を除く。)	5	113,748	95,400	18,348
取締役(監査等委員)	3	12,960	12,960	—
(うち社外取締役)	(3)	(12,960)	(12,960)	(—)
合計	8	126,708	108,360	18,348
(うち社外役員)	(3)	(12,960)	(12,960)	(—)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等のうち、変動報酬については、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の基本報酬とは別枠で、3事業年度で146百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。
3. 上記の業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会において、年額300百万円以内 (ただし使用人分給与を含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、3名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は、3名です。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下の通り取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

① 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としております。

② 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、業績連動の非金銭報酬を株式給付信託とし、毎年決算時にポイントを計上しております。ポイントは業績指標を反映したものとし、経常利益の業績計画の達成度合いにより変動するものとしております。

③ 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み基本報酬のみとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については、第25回定時株主総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と決議いただいております。その範囲内で代表取締役会長の原案を指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得ることとし取締役会にて決議することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、決定方針に基づいて代表取締役会長が業績を俯瞰し原案が作成され、任意の指名・報酬諮問委員会において討議されたものであり、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役及び各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

(6) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役坂本尚幸氏は、SCCコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役斉藤世司典氏は、株式会社オーバルマネジメント代表取締役及びオーバル税理士法人の代表社員であります。当社と両兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役渡辺剛氏は、NTS総合司法書士法人社員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 坂本 尚幸	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。会社経営者としての見地から、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。更に、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 斉藤 世司典	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。更に、税務の専門家として、当社の経理業務に対し適宜必要なアドバイスをいただきました。
取締役（監査等委員） 渡辺 剛	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。更に、法務の専門家として、当社の総務業務に対し適宜必要なアドバイスをいただきました。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[1] 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

（基本的な考え方）

当社は、経営の透明性、健全性を実現、維持するためには、コンプライアンスを常に意識した経営を行うことが必要不可欠であり、役員・従業員が強い倫理観を持ちながら、よりよい企業風土、組織、制度を整備・確立し企業価値を高めていくことが、企業存続において最重要であると認識しております。

よって、経営上・組織上の決定事項、重要事項、戦略等の遂行・運用において常に法令及び定款を遵守すべく、取締役会はもとより監査等委員監査及び内部監査によるチェック体制及び稟議制度等により相互牽制機能を保ち、適法性を維持していくべきであると考えております。

1. 経営理念

食を通じて、人と地域社会をつなぐ企業へ 全てのお客様に喜んでもらい、「お客様」「社会」「社員」に必要とされる企業であり続ける

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範及び組織規程、職務権限規程、職務分掌規程において定められた責任及び権限に則り職務を遂行する。
- ② 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守することはもとより、経営理念を実現するために「行動指針」と「8つの使命」を定めて実践する。
- ③ 法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するため、「社内通報制度運用規程」を制定し、従業員の社内通報・連絡・相談窓口を設置・運用する。
- ④ 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- ⑤ 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査等委員会監査等基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- ⑥ 内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか定期的に監査を行い、取締役会に報告する。

- ⑦ コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 人事総務部は、取締役の職務の遂行に係る稟議書、取締役会等の意思決定に係る重要情報について、「稟議規程」「文書取扱規程」等に基づき、速やかに閲覧が可能な状態かつ適切な方法で保存・管理する。
- ② 当該情報に係る「稟議規程」「文書取扱規程」他諸規程については、必要に応じて適宜見直しを行い、改善を図る。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 総合的なリスク管理体制については、コンプライアンス委員会を定期的で開催しリスク管理全般について企画、検討、実行を行うほか、同委員会の下部組織としてリスク管理部会を設置し定期的で開催しており、業務プロセス上において重大なリスクが発見された場合は、コンプライアンス委員会へ具申することとする。
- ② 個別のリスク管理については、災害、事故、トラブル等に迅速に対応出来るよう、店舗、エリア、本部間の緊急連絡網を整備し、「危機管理マニュアル」を全店舗に備え付け、緊急時の対応に備えることとする。更に、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーに対し連絡、相談等が可能な体制としているほか、緊急事態対策室をコンプライアンス委員会内に発足させることとする。
- ③ 内部監査室が定期的にリスク管理項目についての監査を行い、取締役会及び監査等委員に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ① 「取締役会規程」を遵守し、取締役は取締役会においてその業務執行に関して報告を行うことで相互に牽制・チェック体制を保ち、経営上の重要事項については企業倫理・コンプライアンスを意識して取締役会で決議する。
- ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項については、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確化するとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ① 必要に応じ、人事総務部と内部監査室は監査等委員からの調査の委嘱を受け、監査等委員の職務を補助しており、職務の遂行上必要な場合、監査等委員が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示出来る体制とする。
- ② 監査等委員補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会を中心に出席する。また、必要に応じて一切の社内会議に出席する権限を持つ。
- ② 監査等委員の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の諸問題や重大な法令・定款違反及び不正行為の事実など、緊急の案件が発生した場合には、遅滞なく監査等委員へ報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務を執行する上で発生する費用を請求した場合は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 社外取締役として、可能な限り企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ② 社長は、社社の対処すべき課題や監査上の課題について、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
- ③ 監査等委員は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力に対して一切関係を持たずいかなる利益供与も行わないことを明記する。
- ② 適宜、外部機関を利用して取引先企業の情報調査を行い、反社会的勢力・団体に該当するかどうかのチェックを行う。

[2] 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 監査等委員出席の下、原則月1回定期的に取り締役会を開催し、取締役は営業部門及び管理部門の業務執行に関して報告を行い、その報告内容について相互牽制を実施し、法令・定款に適合しているか確認を行っております。
- ② 各部門の部門長が出席し、原則週1回部門長会議を開催し、権限に基づいた意思決定の他、取締役会付議事項の内容検討、業績の進捗確認等の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
- ③ コンプライアンスへの意識向上や法令違反行為等の防止を図るため、適宜リスク管理部会及びコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守やリスク顕在化の有無などを審議・確認しております。
- ④ 監査等委員は、月1回の定例取締役会に出席し、経営上の重要事項についての報告を受けており、毎月1回定期的に監査等委員会を開催して監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。また、監査等委員の監査が実効的に行われるために、監査等委員は内部監査室と連携し内部監査室の監査内容の報告を受け、情報共有をする等連携強化に努めております。更に、監査等委員は会計監査人とも定期的に連携を取り、監査計画や監査報告などの報告を受け、また、社長との面談を適宜行い監査等委員監査の充実を図っております。

7 その他

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	2,283,522	2,007,886
現金及び預金	1,528,391	1,389,652
売掛金	39,745	22,433
店舗食材	538,390	420,185
貯蔵品	38,827	42,821
前払費用	108,633	112,069
その他	29,533	20,723
固定資産	4,418,662	4,437,376
有形固定資産	3,195,609	3,177,909
建物	2,077,399	2,156,637
構築物	446,960	476,029
機械装置	95,280	86,892
車両運搬具	5,779	1,704
工具器具備品	78,645	79,115
リース資産	5,391	7,140
土地	443,946	369,453
建設仮勘定	42,205	937
無形固定資産	50,526	55,998
借地権	22,433	22,433
ソフトウェア	24,611	30,084
その他	3,481	3,481
投資その他の資産	1,172,526	1,203,467
投資有価証券	17,205	27,061
敷金保証金	602,141	631,282
保険積立金	289,606	260,996
長期前払費用	80,572	84,001
繰延税金資産	180,866	196,834
その他	2,134	3,291
資産合計	6,702,184	6,445,262

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	2,597,473	2,797,962
買掛金	439,862	312,134
短期借入金	28,000	30,000
1年以内返済予定長期借入金	527,594	591,158
1年以内償還予定社債	295,000	480,000
リース債務	1,729	1,644
未払金	852,549	902,014
未払法人税等	222,045	125,549
未払消費税等	144,389	280,420
販売促進引当金	67,200	64,800
資産除去債務	8,437	-
その他	10,665	10,241
固定負債	1,877,171	1,733,172
長期借入金	1,056,189	972,351
社債	730,000	690,000
リース債務	4,061	5,791
資産除去債務	5,618	4,801
役員株式給付引当金	41,436	23,088
その他	39,865	37,141
負債合計	4,474,644	4,531,135
純資産の部		
株主資本	2,212,892	1,837,417
資本金	321,588	291,647
資本剰余金	336,883	306,942
資本準備金	302,688	272,747
その他資本剰余金	34,195	34,195
利益剰余金	1,657,827	1,310,837
利益準備金	400	400
その他利益剰余金	1,657,427	1,310,437
繰越利益剰余金	1,657,427	1,310,437
自己株式	△103,406	△72,009
評価・換算差額等	△1,563	△1,648
その他有価証券評価差額金	△1,563	△1,648
新株予約権	16,210	78,357
純資産合計	2,227,539	1,914,126
負債・純資産合計	6,702,184	6,445,262

損益計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
売上高	15,122,330	14,265,342
売上原価	4,005,956	3,804,007
売上総利益	11,116,373	10,461,335
販売費及び一般管理費	10,816,733	10,138,607
営業利益	299,639	322,728
営業外収益	78,670	89,610
受取利息配当金	3,030	3,504
賃貸収入	9,458	9,332
雑収入	66,180	76,772
営業外費用	33,635	38,229
支払利息	24,363	25,235
社債発行費	5,230	4,705
雑損失	4,041	8,288
経常利益	344,674	374,109
特別利益	549,060	5,765
固定資産売却益	125	834
新株予約権戻入益	2,304	—
受取保険金	60,459	—
助成金収入	434,546	—
受取補償金	51,625	—
資産除去債務戻入益	—	4,931
特別損失	257,915	140,444
固定資産除却損	11,364	11,475
投資有価証券評価損	10,080	—
店舗閉鎖損失	6,139	2,813
店舗閉鎖損失引当金繰入額	3,605	12,240
訴訟和解金	37,239	—
減損損失	189,486	113,914
税引前当期純利益	635,819	239,430
法人税・住民税及び事業税	233,613	102,724
法人税等調整額	15,930	△5,224
当期純利益	386,275	141,930

株主資本等変動計算書 (2021年2月1日から2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年2月1日期首残高	291,647	272,747	34,195	306,942	400	1,310,437	1,310,837	△72,009	1,837,417
事業年度中の変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	29,941	29,941		29,941					59,882
剰余金の配当						△39,285	△39,285		△39,285
当期純利益						386,275	386,275		386,275
株式給付信託による自己株式の取得 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								△31,397	△31,397
事業年度中の変動額合計	29,941	29,941	-	29,941	-	346,990	346,990	△31,397	375,475
2022年1月31日期末残高	321,588	302,688	34,195	336,883	400	1,657,427	1,657,827	△103,406	2,212,892

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年2月1日期首残高	△1,648	△1,648	78,357	1,914,126
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				59,882
剰余金の配当				△39,285
当期純利益				386,275
株式給付信託による自己株式の取得 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	85	85	△62,147	△62,062
事業年度中の変動額合計	85	85	△62,147	313,412
2022年1月31日期末残高	△1,563	△1,563	16,210	2,227,539

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・店舗食材

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年～31年

構築物 10年～30年

また、定期借地権契約上の店舗の建物及び構築物については、その耐用年数が定期借地権契約期間を超えている場合は、定期借地権契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

販促促進引当金

顧客に発行した無料引換券の使用による費用負担に備えるため、使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

5. 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	札幌市中央区
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	札幌市南区
店舗	建物・構築物・機械装置	北海道江別市
店舗	建物・構築物	栃木県宇都宮市
店舗	建物・構築物・機械装置	北海道北広島市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	北海道伊達市
店舗	建物・構築物・機械装置	宮城県名取市
店舗	建物・構築物・機械装置	愛知県半田市
店舗	建物・構築物・機械装置	新潟市南区
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	山梨県甲斐市

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である店舗単位によって資産のグルーピングを行っております。また、賃貸資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

店舗の一部については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、早期の黒字化が困難と予想されるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額を減損損失（189,486千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物159,165千円、構築物22,957千円、機械装置7,073千円、工具器具備品290千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、固定資産の正味売却価額により測定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,469,000株	39,500株	－株	2,508,500株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	48,647株	16,400株	－株	65,047株

- (注) 1. 発行済株式の数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
 2. 自己株式の数の増加は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）による当社株式の取得によるものであります。
 3. 当事業年度期首の自己株式数には、「株式給付信託（BBT）」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式35,000株、当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（BBT）」に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式51,400株が含まれています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年4月28日開催の第28回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 39,285千円
- ・1株当たり配当金額 16円
- ・基準日 2021年1月31日
- ・効力発生日 2021年4月30日

- (注) 2021年4月28日開催の定時株主総会において決議された配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金560千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2022年4月27日開催予定の第29回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	39,917千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	16円
・基準日	2022年1月31日
・効力発生日	2022年4月28日

(注) 2022年4月27日開催予定の定時株主総会に付議する配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金822千円が含まれております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	2018年10月22日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	10,700株
新株予約権の残高	107個

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	18,118千円
未払事業所税	304千円
販売促進引当金	20,435千円
減価償却費	43,105千円
資産除去債務	38,102千円
減損損失	206,963千円
新株予約権	4,929千円
投資有価証券	6,051千円
その他有価証券評価差額金	683千円
その他	386千円
繰延税金資産小計	339,081千円
評価性引当額	△158,214千円
繰延税金資産合計	180,866千円
繰延税金資産の純額	180,866千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らし、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては財務経理部において定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債、長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,528,391千円	1,528,391千円	- 千円
(2) 売掛金	39,745	39,745	-
(3) 投資有価証券	17,205	17,205	-
(4) 敷金保証金（※）	286,122	286,402	279
資産計	1,871,465	1,871,745	279
(1) 買掛金	439,862	439,862	-
(2) 短期借入金	28,000	28,000	-
(3) 1年以内返済予定長期借入金	527,594	539,399	11,805
(4) 1年以内償還予定社債	295,000	296,580	1,580
(5) リース債務（流動負債）	1,729	1,928	198
(6) 未払金	829,672	829,672	-
(7) 長期未払金（流動負債）	22,876	23,319	442
(8) 未払法人税等	222,045	222,045	-
(9) 未払消費税等	144,389	144,389	-
(10) 長期借入金	1,056,189	1,045,788	△10,400
(11) 社債	730,000	723,945	△6,054
(12) リース債務（固定負債）	4,061	3,850	△210
(13) 長期未払金（固定負債）	31,948	31,482	△465
負債計	4,333,370	4,330,266	△3,103
デリバティブ取引	-	-	-

※資産除去債務相当額を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 敷金保証金

敷金保証金（返還時期が確定しているもの）については、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(6) 未払金、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年以内返済予定長期借入金、(4) 1年以内償還予定社債、(5) リース債務（流動負債）、(7) 長期未払金（流動負債）、(10) 長期借入金、(11) 社債、(12) リース債務（固定負債）、(13) 長期未払金（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度（2022年1月31日）		
			契約額等 （千円）	契約額等のうち1年超 （千円）	時価 （千円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	107,500	60,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
敷金保証金	242,689

(注) 敷金保証金の一部については、残存期間を特定出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4) 敷金保証金」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,528,391	－	－	－
売掛金	39,745	－	－	－
敷金保証金	25,887	98,639	94,746	66,848
合計	1,594,024	98,639	94,746	66,848

(注) 敷金保証金の一部については、残存期間を合理的に見込むことが出来ないため、上表に含めておりません。

4. 長期借入金、社債、リース債務及び長期未払金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	446,880	343,581	201,068	64,660	－
社債	230,000	180,000	285,000	35,000	－
リース債務	1,819	1,913	328	－	－
長期未払金	11,760	10,721	8,748	718	－
合計	690,459	536,215	495,144	100,378	－

9. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 905円00銭

(2) 1株当たり当期純利益 158円04銭

(注) 「株式給付信託（BBT）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託Eロ）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

（取締役に対する株式給付信託（BBT）の導入）

当社は、2018年4月26日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、2018年6月25日より、当社取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く）に対して、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従い、受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

2. 信託に残存する当社株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。

当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、83,197千円、51,400株であります。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗の休業や営業時間の短縮等により来客数が減少し、業績に影響を受けております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期等を正確に予測することは困難な状況であります。政府の経済対策や3回目のワクチン接種の期待を背景に緩やかに回復していくことが予測されます。

当社では、現状の感染状況を踏まえ、徐々に状況は改善すると考慮し、2023年1月期は大きな影響はないものと仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月28日

株式会社丸千代山岡家

取締役会 御中

清明監査法人

北海道札幌市

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 北倉 隆一

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 島貫 幸治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸千代山岡家の2021年2月1日から2022年1月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月30日

株式会社 丸千代山岡家 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 坂本 尚幸 ㊞

監査等委員（社外取締役） 斉藤 世司典 ㊞

監査等委員（社外取締役） 渡辺 剛 ㊞

(注) 監査等委員坂本尚幸、斎藤世司典、渡辺剛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ロイトン札幌 3階「ロイトンホール」

札幌市中央区北1条西11丁目1番地 TEL (011) 271-2711

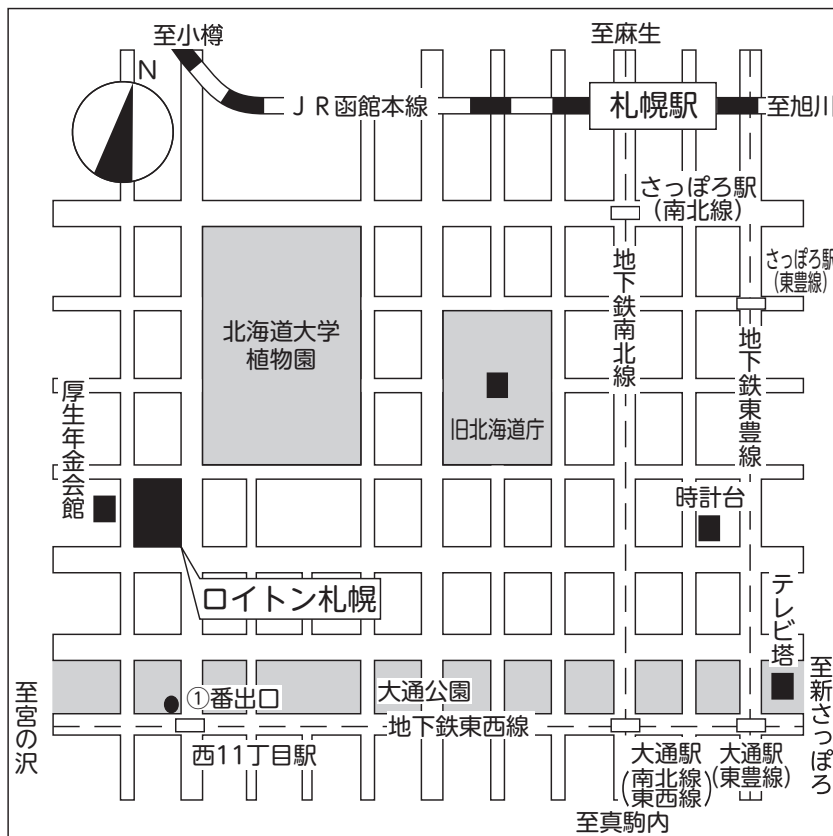
交通

J R | **A** 札幌駅

| 札幌駅からタクシー約5分

地下鉄 | **B** 東西線 西11丁目駅下車

| ①番出口左折徒歩約3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。